

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

平成30年6月30日
九州西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
 - ① 安全基本方針
『輸送の安全はわが社の根幹』
 - ② 安全目標
『毎月事故発生件数0件を目標とする』
 - ③ 達成状況 平成29年度（H30.3.31現在）
42事業所、乗務員1,165人に対する指導の実施
- 事故に関する統計（自動車事故報告規則に規定する事故）
 - * 平成29年度（3件） ※事故の形態（転覆2件、重傷1件）
- 平成29年度の行政処分
 - * 過積載運送の引き受け（鳥栖支店）使用停止（事業用自動車1両 10日車）
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置
 - ① デジタコデータによる指導（法定・制限速度の遵守）
 - ② 毎日の対面点呼の握手で無事故への熱い思いを伝える
 - ③ 毎月第1営業日を「安全の日」と定め、門前督励を実施チェックリストで総点検
 - ④ 危険予測運転、ヒヤリハット等、事故未然防止の活動（月1回実施）
 - ⑤ 事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開
 - ⑥ 安全講習会の全店実施（年1回以上）
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - * 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用
 - * 組織体制は、安全管理規程内に記載。
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
 - ① 「指導・監督の指針」に基づいた12項目の計画的な教育
 - ② 初任運転者に対する教育（座学15時間以上）の実施
 - ③ 事故再発防止研修
 - ④ 運行管理者研修会（年1回開催 全店より参加）
 - ⑤ ドライバー・コンテストへの参加（安全インストラクターによるドライバーの育成）
- 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
 - ① 内部監査の実施状況 平成29年度（H30.3.31現在）
 - * 対象事業所42店所
 - ② 結果に対する措置
 - * 是正措置・予防措置の継続的改善の実施
- 安全統括管理者
業務部部长 前田 善広
- [安全管理規程](#)